

企業人権研修への講師派遣

高松法務局及び香川県人権擁護委員連合会では、企業が社内で行う実施する人権研修等を積極的に支援するため、社内研修用資料の提供及び研修講師として法務局職員又は人権擁護委員の派遣を行っていますので、是非お問い合わせください。

講師派遣の概要

1. 講演又は研修のテーマ

1. セクシュアル・ハラスメント
2. パワー・ハラスメント
3. 障がい者の人権

※上記以外の人権問題全般に関するテーマについても対応します。

2. 講師

法務局職員又は法務大臣から委嘱された人権擁護委員が担当します。

3. 対象者

企業や団体における幹部や従業員等に対する職場研修を対象としています。
また、講師派遣は、原則として10名以上参加の集まりといたしますが、御相談に応じます。

4. 対応日

原則として、平日の午前10時から午後5時までの間で、時間は60分から90分までを予定していますが、御相談に応じます。

5. 費用

講師の謝金及び交通費は不要です。
また、資料は無料で提供します。

6. 事前準備物

準備物及び配布資料数に関しては、事前に希望を伺います。
また、資料の印刷や会場内でのプロジェクター等の準備をお願いしています。

講師派遣の申込方法

事前に派遣日程や研修方法など具体的内容について確認しますので、あらかじめ電話等で御相談の上、「講師派遣申込書」でお申込みください。

講演会・研修会の結果報告書の提出

講師の派遣を受けた期間・団体（研修の主催者）等は、当該派遣を受けた講演会又は研修会等を実施後に、当該講演会等の実施結果を「実施結果報告書」により、高松法務局人権擁護部第一課宛てに報告をお願いします。

お問合せ先

高松法務局人権擁護部第一課

〒760-0019

高松市サンポート3番33号
(サポート合同庁舎南館2階)

TEL 087-821-7850

FAX 087-821-7852